

令和6年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和6年3月15日  
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委 員 長	中 村 美 穂	副 委 員 長	堀 真
委 員	松 林 敏	委 員	浦 川 圭 一
委 員	安 部 都	委 員	山 口 憲一郎
委 員	竹 中 悟		

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

水道局長 渡部 守史

(上下水道課)

課 長	高 橋 庸 輔	課 長補佐	濱 伸 二
課 長補佐	濱 中 章	係 長	池 田 麻 夢
係 長	藤 原 庸 祐	係 長	藤 野 亮
主 査	永 江 啓 二	主 査	山 下 裕 己

本日の委員会に付した案件

議案第17号 長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号 令和6年度長与町水道事業会計予算

議案第29号 令和6年度長与町下水道事業会計予算

開会 9時30分

閉会 10時55分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和6年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部局長。

○水道局長（渡辺守史君）

皆さま改めましておはようございます。それでは水道局所管の議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上下水道課長以下、関係職員がご説明いたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、長与町下水道事業における事業計画の変更に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。お手元にお配りしております新旧対照表をご覧ください。改正内容といしましては、第3条第6項および第7項におきまして、排水人口3万7,100人を3万7,200人へ、排水区域面積875.36ヘクタールを878ヘクタールに改め、第7条中の地方自治法の引用を第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるものでございます。なお、附則でございますが、施行日を令和6年4月1日としております。引き続きお配りしております資料を基に担当職員よりご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

それでは長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について配布しております資料にて、排水人口と排水区域面積を変更した理由を説明申し上げます。まず最初にA4サイズの資料、長与町公共下水道事業計画（変更説明書）抜粋をご覧ください。こちらは長与町公共下水道事業計画の説明書の抜粋となります。事業計画の変更見直しを行った結果を新旧対照表の形で変更概要表としているものとなります。赤枠で囲っている箇所が条例改正に係る変更箇所となります。第3条第6項の排水区域面積に係るものが下水道計画人口の期計画3万7,100人から今回計画3万7,200人に変更、100人の増加となります。また、第3条第7項の排水区域面積に係るものが計画区域面積の期計画875.36ヘクタールから今回計画878ヘクタールに変更、2.

6.4ヘクタールの増加となります。続きまして、A3サイズの図面、長与町公共下水道事業計画、計画一般平面図をご覧ください。最初に排水区域面積に係る説明をさせていただきます。図面下側をご覧ください。①高田郷2.4ヘクタール追加、②高田郷0.05ヘクタール廃止、場所は高田中学校の正面付近です。こちらは高田南土地区画整理事業の造成に伴い、地形に合わせた区域の見直しを長崎市と行いました。次に③高田郷0.26ヘクタール廃止、場所は百合野温泉裏手に位置する横道第3団地です。こちらは事業計画の線引きを行った際、錯誤により長与町の区域に含まれていたことが判明しましたので、線引き修正のため区域の見直しを行いました。次に④0.30ヘクタール追加、場所は女の都団地からサニータウン団地に抜ける道路沿いです。こちらは事業計画の線引きを行った際、誤って長崎市の区域に含まれていたことが判明しましたので、線引き修正のため区域の見直しを行いました。次に⑤本川内郷0.06ヘクタール追加、場所は長与ダムから琴の尾登り口へ少し進んだ付近です。こちらはもともと区域外流入だった宅地を区域内に編入するため区域の見直しを行いました。次に⑥岡郷0.19ヘクタール追加、場所は207号線沿いのディサービス施設、ハーティ・ヒルズ付近です。こちらはもともと区域外流入だった宅地を区域内に編入するため、区域の見直しを行いました。図面右上の事業計画変更区域増減内訳表をご覧ください。①から⑥の区域面積の合計は、2.64ヘクタールの増加となります。続きまして、排水人口に係る説明をさせていただきます。図面の①高田郷2.40ヘクタール追加および②高田郷0.05ヘクタール廃止に係る造成中の高田南土地区画整理事業区域の開発人口を見込んでいます。①の区域が63戸増加、②の区域が3戸減少の増減60戸、排水人口100人の増加となります。配布しております資料に係る説明は以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上で長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今ご説明を受けましたところで高田郷の方なんですけど、区域外のちょっと勘違いとかいうようなところでマイナスになっているんですけども、その要因はどうしてそういうふうなことになったのか。それからまたどうして今回は一齊にこの廃止が見直されたのか、お聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

浜中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

今回の見直しの契機になったのが、図面で申しますところの①高田郷2.4ヘクタール追加、②高田郷0.05ヘクタール廃止、区画整理内の区域の見直しを長崎市と協議したときに、この区域の見直しとともに長崎市と長与町が隣接している区域の見直しも一緒にやってはどうかと打診を受けたものですから、それに伴い他の区域の見直しを行いました。区域が間違った原因については、③高田郷0.26ヘクタール廃止については、昭和51年の開発となっており、原因については不明であります。④の高田郷0.30ヘクタール追加については、開発に伴った時に単純に図面を誤ったものと推測されます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと図面ではっきり確認できないので質問をさせていただきますが、区域面積の変更ということで上げられているんですけども、今そこ丸田、嬉里、開発をされてますけど、こういったところというのは、当然増減は今までほぼほぼ畑と山林だった所に8ヘクタールぐらい開発をしてるわけですが、こういった所というのは、どのタイミングでこの条例に反映させられてくるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

区域の変更の反映のタイミングとしましては、開発が終わった時点としております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。このやっぱり排水人口、排水人口というのは割とこうはっきり正確にというかはっきり分からぬものなのかなと思うんですけども、この面積というのは、しっかりと分かってくるのかなと思いますもんんですけども、これはやっぱりこの条例に記載すべきものなんでしょうか。えらい大変だなと思ってちょっと今聞いているんですけども、ちょっとでも変わればもう条例ごと変更していかなければならないというのが大変な作業じゃないのかなと思ったもので。何かやっぱり条例に登載しなければならないというようなものがあるのかどうかですね。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

地方公営企業法第4条に、地方公共団体は、地方公営企業の設置およびその経営に関する事項は、条例で定めなければならない。具体的には区域や人口、面積、排水方式を

定めるということが決まっておりますので、定めております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

あの今開発を椿林と丸田とやってますね。今回この100名の増加ということなんですが、事前にこの開発をする場合には32条協議をして、そして結局その合意の基で開発ができるわけでしょうから、大体この辺の人口の推移、さっき言ったように決定してからということでしょうけど、見込みとして大体どれくらいあるのかなど。分かれれば椿林とそれから今開発してる2つ、これについて分かれば教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

椿林についてちょっと資料がないわけでございますが、丸田の開発については、算定人口が776人ということで見込んでおります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算の件を議題といたしま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡辺守史君）

それでは議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算につきまして、課長以下関係職員がご説明申し上げます。なお、本予算には昨年7月に基本合意書の調印に至りました長崎市との浄水場共同整備関係の予算も盛り込んでおりますが、中でも長崎市への職員派遣経費を見込みとして、人件費1名分を計上しております。予算に関する説明書の中でもそれが反映された形となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量といたしましては、令和6年度末の給水戸数を1万6,010戸としております。年間総給水量は352万8,985立方メートル、一日平均給水量は9,668立方メートルと見込んでおります。また主要な建設改良事業といたしまして、事業費5,135万1,000円を計上しております。続きまして3条予算の収益的収入及び支出、4条予算の資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明したいと思いますので、説明書の1ページをお開き願います。説明書の1ページ、3条予算となります。収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益として7億9,162万5,000円を見込んでおります。内訳といたしまして、1項営業収益が7億1,165万5,000円であり、主なものといたしまして上水道給水収益が、6億7,467万4,000円となっております。2項営業外収益は6,970万6,000円であり、主なものといたしまして長期前受金戻入が6,953万6,000円となっております。3項特別利益は1,026万4,000円であり、主なものといたしまして、その他特別利益が1,025万4,000円となっております。これは水道局が発注いたします路面復旧工事のうち、一般会計が受け持つ部分の負担金収入を長期前受金から振り替え計上するものでございます。支出では、第1款水道事業費用7億6,626万2,000円を予定しております。内訳といたしまして、1項営業費用が7億2,632万2,000円でございます。主なものといたしまして浄水場維持管理等に要する費用といたしまして、原水及び浄水費2億7,226万5,000円、配水管維持管理等に要する費用といたしまして、配水及び給水費1億239万8,000円、検針・調定および徴収事務に要する費用といたしまして、業務費4,117万4,000円、それから事業活動全般に要する費用として、総係費5,788万5,000円、資産の減価償却費2億3,330万円等を計上しております。また、2項営業外費用では、2,852万8,000円を計上しております。主なものは、企業債利息および消

費税等に要する費用となっております。そのほか3項特別損失では、主なものとして、その他特別損失が1,025万5,000円となっております。これは水道局が発注する路面復旧工事のうち、一般会計が受け持つ部分の費用を建設仮勘定から振り替え計上するものでございます。続きまして2ページをご覧ください。4条予算となります。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では、1億6,202万9,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、1項企業債の1億3,500万円と2項負担金2,702万9,000円となっております。支出におきましては、第1款資本的支出3億8,365万6,000円を予定しております。内訳といたしましては、1項建設改良費3億3,285万6,000円、2項企業債償還金4,880万円、その他3項予備費200万円を計上しております。1項建設改良費の主な内容といたしましては、2目改良費で、新浄水場共同整備に係る浄水場等基本設計業務委託、高田南土地区画整理事業に伴う配水管布設工事、老朽管更新工事および第2浄水場関係機器更新工事などを予定しております。以上によりまして予算書1ページ、第4条に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億2,162万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,525万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,637万4,000円で補填する予定としております。続きまして、また説明書の3ページをお開きください。給与費明細書になります。まず1総括といたしまして、給与と法定福利費の前年度との比較でございます。令和6年度は、前年度から大きく増額とさせていただいております。主な要因でございますが、冒頭局長が申し上げておりました長崎市と進めております新浄水場共同整備事業に伴い、長崎市上下水道局の新浄水場整備室へ本町から1名職員を派遣いたしますことが要因でございます。4ページをご覧ください。2給料及び手当の増減額の明細と3給料及び手当への状況でございます。5ページをお開き願います。引き続き3給料及び手当の状況、(3)給与の級別職員数でございます。6ページでは(4)期末手当および勤勉手当の支給率および前年度との比較でございます。また(5)の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。7ページをお開き願います。令和6年度水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1番目の業務活動による資金収支は1億7,064万8,106円の増、2番目の投資活動による資金収支は3億2,976万2,434円の減でございます。それから3番目の財務活動による資金収支は8,620万1,084円の増であり、以上3つの資金収支額を合わせますと、7,291万3,244円の資金が減少となります。これは投資費用に対する企業債の割合を抑え、現金と企業債とのバランスを考慮したものでございます。従いまして資金期末残高を11億2,556万2,163円と想定しております。8ページをお開きください。8ページにおきましては、令和5年度予定の損益計算書でございます。令和5年度末の純利益は、下から2番目になります5,810万3,483円を予定しております。9ページをお開き願います。令和5年度末予定の貸借対照表で資産の部、合計ならびに10ページの負債および資本の

部合計とともに73億8,332万1,289円でございます。11ページをお開き願います。こちらは令和6年度末予定の貸借対照表でございます。資産の部合計ならびに10ページの負債および資本の部合計ともに73億5,459万2,562円でございます。13ページをお開き願います。会計方針に関する注記を記載しております。続きまして14ページは、債務負担行為に関する調書になります。それでは予算書の2ページに戻っていただきたいと思います。第5条債務負担行為は、令和6年度から令和7年度までの期間に行います新浄水場受注者選定委員会運営支援業務委託につきまして、1,000万円を限度額として債務の負担を行う予定としております。次に第6条の企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で1億3,500万円の起債を行う予定としております。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失の間におきまして、予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億633万3,000円および交際費10万円を予定しております。第10条のたな卸資産購入限度額につきましては、1,174万円を予定しております。以上が主な内容の説明でございます。引き続き、建設改良費の事業内容につきまして、担当係長より説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

それでは令和6年度、建設改良費で予定しております主な事業につきまして、配布をしております図面左側上部の①から番号順に説明をさせていただきます。番号①高田地区東高田配水管布設替工事、こちらの内容としましては、昭和46年に布設しました配水管の更新工事を行うものでございます。続きまして、番号②高田地区高田南配水管布設工事、こちらの内容といたしましては、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせ、区域内の配水管の整備を行うものでございます。続きまして番号③高田地区道ノ尾送配水管布設工事、こちらの内容としましては、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせまして、道の尾団地への送配水管の整備を行うものでございます。続きまして、資料の右側、番号④中尾団地内路面復旧工事、こちらの内容といたしましては、令和5年度に実施を行いました配水管布設替工事の路面復旧を行うものでございます。続きまして、番号⑤第2浄水場次亜塩素希釀装置設置工事、こちらの内容としましては、場内に設置されております次亜塩素希釀装置を精製した次亜塩素酸ナトリウムから購入した次亜塩素酸ナトリウムに対応できるよう、設備の変更を行うものでございます。続きまして番号⑥第2浄水場取水堰改築工事、工事概要としましては、平成元年に設置を行いました第2浄水場取水堰の経年劣化に伴い、改築工事を行うものでございます。最後、工事番号⑦日当野地区加圧ポンプ設置工事、こちらの内容としましては、高田郷の日当野地区における

る水道の安定した供給を図るために、新たに加圧ポンプ施設を設置するものでございます。以上が令和6年度予定の建設改良事業に係る内容となります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上で令和6年度水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。まず予算書の1ページですね。1ページのところから関連がございますので、この予算に関する説明書、こちらはページを追って進めていきたいと思います。戻っても構いませんので、ページをおっしゃってから質疑をされてください。まず説明書の1、2ページ、質疑はありませんか。続きまして3、4ページ、次のページの6ページまで職員の人工費等が説明があったと思いませんけれども、質疑はありませんか。続いて説明書の7、8ページ、続いて9、10ページですね。質疑はありませんか。ないようでしたら11、12ページ、それから13ページ、質疑はありませんか。続いて予算書の2ページと説明書の14ページ、これが同じだと思うんですけど、債務負担行為に関する調書ですね。質疑はありませんか。なければ先ほど配布していただいた令和6年度の工事箇所について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

工事の方で1と2で布設管工事が入っておりますけども、今年1月にもありました能登半島の地震とかなんとか、やはりライフラインがかなりいかれて水というのは本当に貴重なもので、これが破壊されてしまってなかなか普及しなかったということもありますけども、長与につきましては、そう地震とかなんとかめったには来ないと思いますけども、やはり耐震性の立場から全国的には耐震はもう40%ぐらいは進んでるということで、東京なんかは財源がものすごくあるので60%ぐらいはいっているというテレビ報道でもあってたんですけども、長与の場合もこの間ちょっと聞いたら38%ぐらいは徐々に進めているという話も聞きましたけども、この工事については、そういった面では耐震関係には関係ないんですか。耐震を含めた事業をされ、工事をされるのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

委員にご心配いただいてますとおり水道管の耐震化というのは全国的な課題となっておりまして、町内にある水道施設老朽化が進んでおりますため、そちらの更新を行うに

当たりましては、更新と共に耐震化に適合する管を布設し、管の更新および耐震化を一遍に解決するために、布設替工事というのを毎年度計画的に行わせていただいているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この工事関係の4番目の路面復旧でございますけども、私は常々こういう機会にこそ道路の復旧を併せて整備をするべきだということを思っているんですけども、この団地についてはもう当然幅員もそんなに大きくなない中で、管を布設をされてその後始末で今回復旧工事をするんだということだと思うんですが、現状の道路管理者と協議をされて、できることならもう全面復旧とか、あまりにもこの傷みがひどい所を併せて全面復旧とか、そういうのをぜひこういう機会にしかもうまずできないと思うんですね。だからそういう協議をされて、もちろんその復旧幅とかは、道路管理者と協議をされるんでしようけど、何かそういう協議なんかはされてますか。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

委員のおっしゃいますとおり水道で掘り上げた穴だけ戻すというのでは、あまりにもその付近にお住まいの方からすれば、これを機会に、道路いつもやはり経年劣化で痛んでる部分等もございますので、きれいになつたらいいなというのが常々工事をしている最中にもお声掛けいただく部分でございます。令和6年度に実施を予定しております中尾団地内の路面復旧におきましても、水道工事の掘り幅以上に全面的に復旧を行う予定としておりまして、それは道路管理者との費用負担の協議を行った上で、区域内をそういう一部だけという考え方ではなく、全体的にきれいにしていくという考え方で路面復旧を行っております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この予算の審査がもう建設部は済んでしまったんですけども、やっぱり建設部あたりもこういうものを機会に、例えば管を入れて実情が例えば50センチ昔の舗装が残って、復旧を今回の工事で1メートル50ぐらいして、残りまた古い舗装が残るというようなそういう断面になったときに、全部剥ぎ取って全部やりかえれば、負担はもちろん負担分けはきちんとして、私はそこら辺で取り組むべきだというふうに常々ちょっと思っているもんですからですね。特にこういう団地の小さい道路の幅員の中では、そういうことはもうしっかりと考えていくべきだと思ってるんですけども、建設部が一部負担してや

るということ、そういう話は整ってないんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

ちょっと説明が不足しております申し訳ございません。全面でやるということは、水道が掘削した影響幅よりオーバーして、路面復旧をするということでございますので、そちらのオーバーする分につきましては、道路管理者である建設部の方より費用を頂いて、全面的な復旧を行う予定としております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

建設改良費の中に今度の新しい長崎市のことですね、新浄水場の基本設計の金額が入っているということだったですね。これについて今の前回この工程表というのをもらったんですけど、今からどのような形で推移をしていくのか。この予算の金額がその中にどれくらいウエイトを占めてるのか、それが1つと、先ほど浦川委員からもありましたように、やはり建設部とそれから要は水道局との話し合いというのは、非常に重要なと思うんですよ。一つ例えばそこの今度第1浄水場の親和銀行跡の取水口、これについてもう計画が今どこまでいってるのか分からぬけど、護岸工事をした中で、それを結局水道局の取水口まで利用できるような形になってるのかどうかですね。そういうのを含めた計画性のことをちょっとお尋ねしたいと思います。この2点についてお願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まずこの建設改良費の中に入っております、今年度予算の新浄水場に係る費用といたしまして、基本設計に係る業務委託といたしまして約5,100万円が含まれております。その他この新浄水場の今からの今後の動きについて、スケジュールについてちょっとご説明させていただきますと、現在、本年度令和5年から令和6年度にかけて、基本設計および要求水準書の作成を行います。そして、令和6年度から令和7年度までに事業者の選定を決めます。令和7年度恐らく下半期ぐらいに業者が決まるかとは思います。それから業者が決まりましたら令和7年度から令和12年度まで詳細設計および建設工事といった運びとなっております。令和12年供用開始を目指しているといったところでございます。あと取水堰の話ですね。今、今年度当初予算の中にも見込んでます基本設計の中に取水堰の基本設計も含まれております、委員おっしゃるとおりこの間護岸の工事が終わりました。その護岸の工事で復旧した場所に当たらない所で我々取水堰と

いったものを今計画しているところでございまして、今終わった工事に対して何かそちらをもう一度何か再度掘ったりとかいったことは今考えていないといった状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

令和5年から6年度の今の基本設計から業者に委託するときは、これDBOとかいろいろなあれがありましたね。これはその何ていうんですか、プロポーザルみたいな形式でやられるのか、それも結局発注の状態というのはもう決定をしたのかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

発注の形態につきましてはDBOでいくということで現在決まっております。その他その発注の仕方ですね。先ほどおっしゃったそのプロポーザルであったりとかいろんな方式がございますけれども、今回行いますのがPFI事業実施プロセスに関するガイドラインに基づく受注者の選定といったことで、総合評価方式といったもので業者を選定する予定としております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

新浄水場の方の内訳は分かったんですが、市職員の職員派遣ということで、うちから1名というところですが、これは令和6年度から12年度までの派遣になるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

派遣をいたしましては最終的に令和12年まで派遣を行って一緒に共同で事務をするといった形になるんですけども、派遣職員につきましては任期を2年としておりますので、2年ごとに職員が変わっていくといった状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時30分まで休憩します。

(休憩 10時19分～10時29分)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算の件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡辺守史君）

それでは議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算につきまして、課長以下関係職員がご説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量といたしまして、令和6年度末の排水戸数を1万5,830戸としております。年間総排水量は338万299立方メートル、一日平均排水量は9,261立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良事業として、事業費6億7,238万5,000円を計上しております。うち、補助対象事業といたしまして、5億2,650万円を計上しております。

続きまして3条予算の収益的収入及び支出、4条予算の資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明したいと思います。説明書の1ページをお開きください。3条予算となります収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益として9億7,294万7,000円を見込んでおります。内訳といたしまして、1項営業収益が6億4,580万3,000円であり、主なものといたしまして、下水道使用料が6億4,101万円となっております。2項営業外収益は3億2,704万円であり、主なものといたしまして他会計負担金1億円、長期前受金戻入が2億2,658万8,000円となっております。

支出では、第1款下水道事業費用9億5,614万9,000円を予定しております。内訳といたしまして、1項営業費用が8億8,116万3,000円でございます。主なものといたしまして、下水道施設の維持管理等に要する費用といたしまして管渠費7,269万4,000円、処理場費2億5,609万6,000円、検針調定および徴収事務に

係る費用といたしまして、業務費 2,701万円、事業活動全般に関する費用として総係費 4,251万7,000円、資産の減価償却費 4億7,301万7,000円等を計上しております。また、2項営業外費用では、7,368万6,000円を計上しております。主なものは、企業債利息および消費税等に要する費用となっております。その他3項特別損失、4項予備費を計上しております。続きまして2ページをご覧ください。4条予算となります。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では、5億3,992万7,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、1項企業債2億9,460万円と2項国庫補助金2億4,300万円となっておりまして、これらは建設改良費への充当分となります。その他3項受益者負担金の232万7,000円を見込んでおります。支出におきましては、第1款資本的支出8億5,482万6,000円を予定しております。内訳といたしましては、1項建設改良費6億7,438万5,000円、2項企業債償還金1億7,944万1,000円、その他3項予備費100万円を計上しております。1項建設改良費の主な内容といたしましては、1目下水道事業費用で下水道施設の調査、改築、更新事業などを行う予定としております。以上によりまして、予算書1ページ、第4条に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額3億1,489万9,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,714万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,775万3,000円で補填する予定としております。続きまして、説明書の3ページをお開き願います。給与費明細書になります。まず1総括として、給与と法定福利費の前年度との比較でございます。4ページをご覧ください。2給料及び手当の増減額の明細と、3給料及び手当の状況でございます。5ページをお開き願います。引き続き、3給料及び手当の状況（3）給与の級別職員数でございます。6ページでは、（4）期末手当および勤勉手当の支給率および前年度との比較でございます。また（5）の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。7ページをお開き願います。令和6年度下水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1番目の業務活動による資金収支は、2億4,805万5,130円の増、2番目の投資活動による資金収支は2億2,362万6,356円の減でございます。それから3番目の財務活動による資金収支は1億1,515万9,000円の増であり、以上3つの資金収支額を合わせますと、資金の増加額は、1億3,958万7,774円となっております。従いまして、資金期末残高を22億7,750万5,590円と想定しております。8ページにおきましては、令和5年度予定の損益計算書でございます。本年度末の純利益は、下から2番目になります4,776万7,913円を予定しております。9ページをお開き願います。令和5年度末予定の貸借対照表で資産の部、合計ならびに10ページの負債および資本の部、合計ともに115億9,791万338円でございます。11ページをお開き願います。こちらは令和6年度末予定の貸借対照表で資産の部、合計ならびに10ページの負債および資本の部、合計ともに118億8,018万7,650円でございます。13ページ

をお開き願います。会計方針に関する注記を記載しております。14ページは債務負担行為に関する調書になります。再び予算書の1ページに戻っていただきたいと。1ページ下の方、第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借入れた資金に対しまして、令和7年度から令和11年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額といたしまして、債務の負担を行う予定としております。その下になりますが、上記の借り入れ資金に対する債務不履行時の損失補償といたしまして、借入金の償還期限到来後3カ月間を経過した日から履行の日までの期間に付き元金および遅延利息の合計額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。一番下でございますが、令和7年度から令和8年度までの期間に行います長与浄化センター改築更新工事委託につきまして、12億500万円を限度額として債務の負担を行う予定としております。次に2ページをお開きください。第6条企業債につきまして、下水道施設整備の事業費に充てる目的で令和6年度は2億9,460万円の起債を予定しております。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失の間におきまして、予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,063万2,000円および交際費6万円を予定しております。以上が主な内容の説明でございます。引き続き、建設改良事業費による施工箇所および事業内容につきまして、担当課長補佐より説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

それでは建設改良費で予定する主な事業について、配布しております図面にて説明申しあげます。最初に色分けの説明ですが、青色の①から⑤までが業務委託、赤色の⑥から⑨までが工事となります。まず①番目、長与浄化センター改築・更新（事業団委託）R5からR6について、こちらはストックマネジメント計画に基づき、用水施設の主ポンプ設備である2号ポンプの更新およびポンプ井内部の防食塗装を令和5年度から令和6年度にかけて、日本下水道事業団に委託を行うものです。次に②番目、長与浄化センター改築・更新（事業団委託）R6からR8について、こちらはストックマネジメント計画に基づき汚泥処理施設である2系1次消化タンクの機器の更新、内部の防食塗装および耐震化補強、ナンバー2ガスホルダー、2号乾式脱硫機および余剰ガス燃焼装置の更新ならびにボイラー等の耐震化補強を令和6年度から令和8年度にかけて、日本下水道事業団に委託を行うものです。次に③番目、長与浄化センター計画策定（事業団委託）について、こちらは長与浄化センターに係る令和7年度から令和11年度までの5カ年のストックマネジメント計画策定を行うものです。次に④番目、下水道ストックマネジメント計画策定について、こちらは管路施設に係る令和7年度から令和11年度までの

5カ年のストックマネジメント計画策定を行うものです。次に⑤番目、下水道管路施設調査（ストックマネジメント）について、こちらはストックマネジメント計画策定のための管路施設調査を行うもので、長与1号汚水幹線、L=3.2キロメートル、長与2号汚水幹線L=1.6キロメートル。高田南地区L=4.9キロメートルを行う予定です。次に6番目、嬉里・吉無田地区マンホール蓋改築工事について、こちらはストックマネジメント計画に基づきマンホール蓋改築工事を行うもので、嬉里地区N=34カ所、吉無田地区N=33カ所を行う予定です。次に7番目、青葉台・長与ニュータウン地区汚水管改築工事について、こちらはストックマネジメント計画に基づき汚水管改築工事を行うもので、青葉台地区N=10スパン、構成延長L=252メートル、長与ニュータウン地区N=5スパン、構成延長L=125メートルを行う予定です。次に8番目、長与ニュータウン地区取付管改築工事について、こちらは陶器製の陶管から樹脂製の塩ビ管の取付管に改築を行うもので、ニュータウン東地区N=87カ所、ニュータウン西地区N=81カ所を行う予定です。次に、⑨番目、高田地区（高田南）マンホールポンプ場設置工事について、こちらは高田南土地区画整理事業の進捗に合わせて、汚水管および圧送管の布設ならびにポンプ設備および制御盤の設置を行うものです。令和6年度当初予算の建設改良事業の説明は以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上で令和6年度下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まず予算書の1ページ、こちらも関連がございますので、1ページとそれから説明書のページを追って質疑を受けたいと思います。まず1ページから2ページ、3ページから4ページ。5ページから6ページ、7ページから8ページ。9ページから10ページ、11ページから12ページ、それから13ページですね。14ページが債務負担行為、これが予算書の1ページの下段のところがございます。あと予算書の2ページの企業債のところも含めて質疑はありませんか。ないようでしたら後ほど戻っても構いませんので、図面による工事の説明がありましたけれども、この図面の工事のところで質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この図面の方の3番の6年度から11年度までのストックマネジメント計画策定ということだったと思うんですけど、もう少し詳しく教えてもらえたたらと思います。お願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

今回の③番長与浄化センター計画策定事業団委託と④番の下水道ストックマネジメント計画策定の分なんですが、こちらが現状のストックマネジメント計画というのが令和元年度に立てまして、令和2年度から令和6年度までの5カ年の計画となっております。こちら基本的には、改築更新事業の5カ年計画ということになります。今回の③番、④番というのが第2期のストックマネジメント計画、こちらが令和6年度に策定を行いまして、引き続き5年間の令和7年度から11年度の計画になってまして、ここはストックマネジメントの第1期の分の改築更新に多少やっぱり進捗が悪い部分もございますので、次の5カ年の計画に改築更新の計画を立てる分というのと、今回のまた5年先の分で、新しく施設のリスクマネジメントを行った結果、健全を保たせるために、5カ年の中でずっとここまで改築事業を行いますという計画となります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

9番のマンホールポンプの設置工事が上げられてるんですが、これポンプの設置位置とどの方向に向かって圧送して送るのか。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

まずポンプの位置ですが、水道の方の笠山浄水場という所があるんですが、その付近の道路上に位置することになります。圧送先についてですが、高田中学校付近になります。厳密に言えば椿林の工事区間をしている所のマンホールに接続するような形を計画しております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたらここでいったん受けたやつを椿林側に圧送して、椿林の分はもう自然流下でいくということですか。椿林の分は今建設部で計画している新しい道路、階段の方に下っていく、あそこに本管が入るんですかね、改めて。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

椿林土地区画整理事業の方で新たな管を布設を行います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

参考のために教えていただきたいんですけれども、6番のマンホール蓋の改築工事、ここなんですが、今回は嬉里地区と吉無田地区、合計で67カ所が予定されていると思うんですけども、町全体でマンホールぶたが全体で幾つあるのかと、それからこのマンホールぶたの改築というのが、おおむね耐用年数というのがあると思うんですけれども、それに基づいてしていると思いますが、その耐用年数を教えてください。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

町全体のマンホールぶた、マンホール数は約8,200個です。マンホールぶたの耐用年数ですけれども、車道にあるものが15年、歩道にあるものが30年となっております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。8,200個のうち今回67個ということで、これはもう計画に基づいて大体毎年行われていくというような考え方でよろしいでしょうか。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

委員のおっしゃるとおりストックマネジメント計画に基づいて改築を行う予定であります。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本常任委員会に付託を受けた件は、これで終了いたします。

委員長報告については今作成中でございますけども、委員長に一任ということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは本日はこれで閉会いたします。

(閉会 10時55分)